

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

平成31年2月定例県議会に提案予定の福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙1のとおり知事から意見の聴取があったため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定に基づき、承認を求めます。

知事から意見を求められた条例案

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

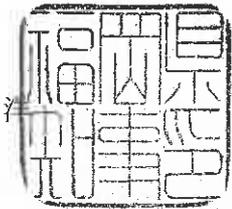
平成31年2月1日
教 育 長

別紙1

30教財第1054号
平成31年1月22日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川 洋



条例の提案に対する意見の聴取について

平成31年2月定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

別紙2

30教財第1119号
平成31年1月24日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会 全



条例の提案に対する意見の申出について (回答)

(対1月22日30教財第1054号)

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成30年9月19日付けの給与に関する報告に鑑み、本県公立学校職員の教員特殊業務手当の額の改定を行うもの

2 改正の概要

本県の部活動について、週休日等の活動時間を「3時間程度」として取り組むことを踏まえ、部活動指導業務に係る手当額を見直し

	現 行	改正案
手当額(日額) [支給要件]	3,600円 [週休日等に4時間程度業務に従事]	2,700円 [週休日等に3時間程度業務に従事]

参考①：福岡県運動部活動の在り方に関する指針(平成30年12月)～一部抜粋～

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

参考②：福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(平成30年9月)～一部抜粋～

教員の働き方改革の観点からも、速やかに、本県における部活動の改革に向けた取組を進める必要があるとともに、部活動指導業務に係る特殊勤務手当の見直しについて検討することが求められる。

3 施行期日

平成31年4月1日

第 号議案

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

平成三十二年二月 日

福岡県知事 小川 洋

理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成三十年九月十九日付
けの給与に関する報告に鑑み、本県公立学校職員の教員特殊業務手当
の額の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由で
ある。

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第五号中「三千六百円」を「二千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

第 号議案

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 新旧対照表

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第五号)	
改正案	現 行
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五 前項第四号の業務 <u>二千七百円</u></p> <p>六 (略)</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五 前項第四号の業務 <u>三十六百円</u></p> <p>六 (略)</p>